

審 査 基 準

平成19年 7月20日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第5条第5項
処 分 の 概 要 : 認定証の再交付
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第7条 (認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 20日以内
申 請 先 : 当該認定証の交付を受けた警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備 考 :